



2015年の重要立法を振り返る(下)

執筆者:野村高志、早川一平、郭望

1. 2015年を振り返って

本号では、前回に引き続き、独占禁止法、知的財産法、環境法、食品安全法、上海自由貿易区に関連する重要立法等を紹介いたします。

2. 独占禁止法関連

(1) 「経営者集中の制限的条件の付加に関する規定(試行)」(商務部令 2014 第 6 号、2014 年 12 月 4 日公布、2015 年 1 月 5 日施行)

中国の「独占禁止法」(以下「独禁法」という)第 29 条には、「禁止しない経営者集中に対し、国务院独禁法執行機関は、集中による競争への不利な影響を減少させる制限的条件を付加することができる」と規定されています。また、条件付き承認決定において付される制限的条件(いわゆる「問題解消措置」)のうち、「資産又は業務の分離」という制限的条件についての具体的な運用・実施のため、2010 年 7 月に「経営者集中の資産又は業務の分離に関する暫定規定」(商務部公告 2010 年 41 号、以下「41 号公告」という)が公布されています。

今回の「経営者集中の制限的条件の付加に関する規定(試行)」(以下「6 号令」という)は、41 号公告所定の制限的条件に関する規定をより明確にし、その種類を追加しました(6 号令が 2015 年 1 月 5 日より施行されると同時に 41 号公告は廃止)。以下では、主に 6 号令に規定された制限的条件の種類及び確定プロセスを簡単に説明します。

まず、制限的条件の種類については、6 号令によれば、概ね以下の 3 種類に分けられています(第 3 条)。

本稿は、みずほ銀行発行の Mizuho China Monthly(2016 年 2 月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の見解を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

構造的条件	有形資産、知的財産権等の無形資産もしくは関連権益の分離等
行動的条件	ネットワーク又はプラットフォーム等の基礎施設の開放、基幹技術(特許、専有技術又はその他の知的財産権)の許諾、排他的協議の終了等
総合的条件	構造的条件と行為的条件の併用

また、制限的条件の確定プロセスは、主に次の手順で行います(第5条～第9条)。

↓	①	商務部は、経営者集中による競争への排除・制限効果の存在又はその可能性を提示し理由を説明する。
	②	経営者集中の申告者(以下「申告者」という)が前記①の提示について、制限的条件の付加に関する提案を提出する場合、更なる審査段階「終了日の20日前までに最終案を提出する(尚、前記①の提示前にも申告者は、かかる提案を提出することができる。))。
	③	商務部は申告者と協議し、制限的条件の付加に関する提案の有効性、実現性及び即時性に対して評価を行い、評価結果を申告者に通知する(評価を行う際に、商務部は関連政府部門、業界団体、事業者、消費者などへの意見聴取ができる。))。
	④	制限的条件の付加に関する提案に対する審査決定を社会に公布する。

6号令の施行により、今後の経営者集中における制限的条件の付加に関する手続はよりスムーズに進められることが期待されています。

(2) 「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」(国家工商行政管理総局令第74号、2015年4月7日公布、同年8月1日施行)

中国の「独禁法」においては、「事業者が知的財産権に係る法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為には、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除・制限する行為には、本法を適用する。」(第55条)と規定しているものの、具体的にどのような行為が「知的財産権の濫用で競争を排除・制限すること」に当たるかについては明確に規定されていません。2015年2月に、中国国家発展改革委員会(以下「発改委」という)は、同規定のただし書きに基づいて、米大手通信クアルコム社の特許のライセンスに係る行為に対して60億8,800万元(中国過去最高額)の制裁金を課しました。また、クアルコム社事件の2か月後(2015年4月7日)、中国独禁法の管轄部門の1つである工商行政管理総局(以下「工商総局」という)が「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」(以下「74号令」という)を公布し、知的財産権濫用行為の禁止を強化しようとする中国当局の姿勢が明らかになっているようです。

74号令で規定された主な内容は以下のとおりです。

- ① 関連定義・概念の明確化条項(第3条)
「知的財産権濫用による競争排除・制限行為」及び「関連市場」等について定義されました。
- ② 独占的協定の禁止に関する条項(第4条、第5条)
知的財産権の行使において、事業者間で独占的協定を結ぶことが禁止される原則及びセーフハーバー条項が規定されました。
- ③ 市場支配的地位の濫用禁止に関する条項(第6条～第11条)
市場支配的地位を有する事業者に対し、正当な理由なく実施することが禁止されている行為が規定されました。
- ④ その他独占行為の禁止に関する条項(第12条～第13条)
パテントプール、特許権行使における標準の制定・実施による独占行為の禁止について規定されました。
- ⑤ 管轄部門の調査方法及び法的責任に関する条項(第14条～第17条)
工商行政管理部門の知的財産権に関する独占行為に対する認定の分析方法及び手順を明確にし、また、独占行為があつ

¹ 國務院独禁法執行機関は、経営者集中審査の申告の受理日から30日以内に、申告した経営者集中について初回審査を行い、更なる審査を実施するか否かを決定し、当該決定日から90日以内に更なる審査を完了させなければならないと規定されています(独禁法第25条、第26条)。なお、法令の要件を充足する場合、更なる審査の期間を最大60日延長できると規定されています(独禁法第26条)。

た場合の法的責任について規定されました。

また、2015年12月31日に、発改委価格監督検査及び独禁局は「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン(意見募集稿)」を公表し、2016年1月1日から同月20日までパブリックコメントを募集しました²。上記の工商総局のガイドラインとの関係がどうなるかも興味深い点ですが、いずれにせよ、中国における知的財産権の行使において、このようなガイドラインの禁止行為に当たらないよう留意し、知的財産権濫用への取締に関する立法動向を注視する必要性が高まると考えられます。

3. 知的財産法関連

(1) 「全人代常務委員会による『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』の改正に関する決定」(主席令第32号、2015年8月29日公布、同年10月1日施行)

国務院のイノベーション発展戦略の方針を踏まえ、科学技術成果の加速的な転化及び科学体制の改革に法的な保障を提供する目的で、2015年8月29日、第12回全国人民代表大会常務委員会第16回会議は、改正「中華人民共和国科学技術成果転化促進法」(以下「科技成果促進法」)を公布しました。

今回の改正により、1996年に施行された「科技成果促進法」に、新たに、情報システムの設置、研究収益の分配、産業連携、公共研究フォームなど約30条にわたる内容が盛り込まれています。

その中では、①科技成果及び職務科技成果の定義を定めること(第2条)、②国家科技成果報告制度を設けること(第11条)、③科技成果に関する収益分配制度を設立すること(第18、第43条)、④科技成果譲渡及び許可の純収入の50%を、研究人員に対する報酬の最低限とする奨励基準を定めること(第44、第45条)、⑤財政支援を受けた科学技術プロジェクトにつき、研究開発の方向性の選定、プロジェクトの実施及び成果の応用において、企業に主導的な役割を發揮させること(第10、第22条、第24条)、⑥政府が公共研究開発プラットフォームや科技企业インキュベーションを支援すること(第30、第31条、第32条)などが注目されます。

(2) 「『最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』改正の決定」(法釈[2015]4号、2015年1月19日公布、同年2月1日施行)

2015年1月19日、最高人民法院が「『最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』改正の決定」(以下「本解釈」)を公布しました。

本解釈では、現行「専利法」及び関連司法解釈の用語と条項の番号を一致させたほか、①意匠製品の販売の申出行為の実施地を権利侵害行為地に加え(第5条)、②「専利法」第59条1項に規定された専利権の保護範囲につき「権利請求に記載されたすべての技術特徴により確定される範囲を基準としなければならない、それには当該技術特徴と互いに均等な特徴により確定される範囲も含む」(第17条)と定め、均等論の判断基準を明確化し、③専利権侵害によって権利者が被った実際の損失額、権利侵害者が得た利益金額やその他の損害賠償額の計算方法をより詳細に規定するなどの改正を行っています(第20条～第22条)。

(3) 「専利行政法執行弁法」(国家知識産権局令第71号、2015年5月29日公布、同年7月1日施行)

2015年5月29日、国家知識産権局は、「専利行政法執行弁法」(本弁法)を改正し公布しました。

本弁法は、専利権に関する行政法執行活動の規範化を目的として、専利権侵害紛争の処理期限を短縮し(第21条)、専利紛争の調停及び専利詐称行為について立件期限を明確に定め(第24条、第28条)、政府サイトを通じた処罰決定など法執行情報の公表その他の法執行手続きの改善を規定しました(第46条)。そのほか、展示会と電子商取引分野における専利権の紛争処理について、専利管理部門が、展示品の撤去又は廃棄やウェブサイトの削除を命じるなど、具体的な法執行手続きについて定めています(第8条、第43条、第45条)。

² http://jjs.ndrc.gov.cn/fjgld/201512/t20151231_770233.html

(4) 「国家版權局弁公庁によるインターネット転載における版權秩序の規範に関する通知」(国版弁発[2015]3号、2015年4月17日公布、同日施行)

国家版權局弁公庁は、2015年4月17日に「インターネット転載における版權秩序の規範に関する通知」を公布しました。

この通知により、①インターネットで他人の作品を転載するには、原則として著作権者からのライセンスを取得し、報酬を支払うほか、著作権者の姓名、作品名、作品の出所を明示しなければならないとされており(第1項)、②「著作権法」第5条の時事ニュースが単純な事実の情報であることを明確にし、単純な事実の情報以外の新聞記事をインターネットで転載する際には、著作権者のライセンス及び著作権者への報酬の支払が欠かせないものとされています(第4項)。また、③新聞社とインターネットメディアとの間で、著作権ライセンス契約の締結その他の方法で、インターネット転載に関する著作権提携制度を設置し、共同で合理的なライセンス価格体系を検討すべきものとされています(第8項)。

4. 環境法関連

(1) 「中華人民共和国環境保護法(2014年改正)」(全国人民代表大会常務委員会2014年4月24日公布、2015年1月1日施行)

2014年4月24日に中華人民共和国環境保護法の改正法(以下「改正環境保護法」という)が公布され、2015年1月1日に施行されました。近年、中国は深刻な環境問題に悩まされており、当該環境問題に対して様々な政策を立てていますが、その基本的な軸となるのが、法定から25年を経て初めての全面的な改正となる改正環境保護法です。改正前の環境保護法は、規制や罰則が不十分(特に過料が少額)であり、企業は環境保護法を遵守した対策を講ずるよりも、過料を支払う方が低コストであったことから、十分に遵守されていませんでした。そこで、改正環境保護法は、中国政府の監督管理権限、責任範囲を拡大し、また違法行為の罰則も大幅に強化しました。中国メディアにおいては「史上最も厳しい改正」とも評価されています。

環境保護に実効性ある措置が多数規定されていることも特徴の1つであり、このうち中国進出企業に影響を及ぼし得るものとしては、次表の措置が挙げられます。

封印・差押え (第25条)	法令に反して汚染物質を排出し、これにより深刻な汚染をもたらし、又はそのおそれがある場合、所管部門が <u>汚染物質排出設備の封印・差押え</u> を行うことができると規定された。
日割り罰金制度 (第59条)	汚染物質を違法に排出した企業等が過料の処罰を受け、是正を命じられたが是正命令に応じない場合、是正を命じた日の翌日から、 <u>日割りで連続して過料を科す</u> ことができると規定された。
責任者等の拘留措置 (第63条)	企業等事業単位及びその他の生産経営者に所定の行為 ³ のいずれかがあり、なお犯罪を構成しない場合、 <u>その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、10日以上15日以下(情状が比較的に軽い場合、5日以上10日以下)の拘留に処する</u> と規定された。
ブラックリストの公開 (第54条)	環境違法行為を行った <u>経営者についてのブラックリストの公開も義務づけられた</u> 。所定の規定 ⁴ にしたがって、それぞれの政府機関からの情報公開が行われる。

³ ①建設プロジェクトが法に従い環境影響評価を行っておらず、建設停止を命じられたが、建設停止の実行を拒否した場合、②法律の規定に違反して、汚染物質排出許可証を取得せずに汚染物質を排出し、汚染物質の排出停止を命じられたが、排出停止の実行を拒否した場合、③暗渠、排水井戸、排水穴、地下注入もしくは監視測定データの改ざん、偽造、又は汚染防止改善施設を正常に運転しない等の監督管理を回避する方式を通じて違法に汚染物質を排出した場合、④国が生産、使用を明文で禁止する農薬を生産、使用し、是正を命じられたが、是正を拒否した場合

⁴ ①国務院の環境保護主管部門は、国の環境水準、重点汚染源の監視測定情報及びその他の重大な環境情報を統一発表する。省級以上の人民政府の環境保護主管部門は、環境状況公報を定期的に発表する。②県級以上の人民政府の環境保護主管部門及びその他の環境保護監督管理職責を負う部門は、法に従い環境水準、環境監視測定、突発的環境事故及び環境行政許可、行政処罰、汚染物質排出料の徴収及び使用状況等の情報を公開しなければならない。③県級以上の地方人民政府の環境保護主管部門及びその他の環境保護監督管理職責を負う部門は、企業事業単位及びその他の生産経営者の環境保護法違反情報を社会信用記録に記入し、違反者名簿を遅滞なく社会に公表しなければならない。

(2) 「中華人民共和国大気汚染防止法」(全国人民代表大会常務委員会 2015 年 8 月 29 日公布、2016 年 1 月 1 日施行)

2015 年 8 月 29 日に中華人民共和国大気汚染防止法の改正法(以下「改正大気汚染防止法」という)が公布され、2016 年 1 月 1 日に施行されます。近年、中国は「PM2.5」を含む大気汚染問題に直面しており、こうした問題の解決を図るべく、大気汚染防止法も改正されています。

大気汚染防止に実効性ある措置が多数規定されていることも特徴の 1 つであり、このうち中国進出企業に影響を及ぼし得るものとしては、次表の措置が挙げられます。

<p>罰金額 (第 122 条第 2 項)</p>	<p>大気汚染防止法に違反して大気汚染事故を引き起こした企業等に対して、①一般的な又は比較的大きな大気汚染事故を引き起こした場合：汚染事故が引き起こした直接損失の 1 倍以上 3 倍以下で計算した罰金、②重大又は特大の大気汚染事故を引き起こした場合：汚染事故が引き起こした直接損失の 3 倍以上 5 倍以下で計算した罰金を科すことができると規定された。なお、改正前大気汚染防止法の 50 万元という罰金額の上限は撤廃されている。</p>
<p>日割り罰金制度 (第 123 条)</p>	<p>企業等が大気汚染防止法に違反した企業などが過料の処罰を受け、是正を命じられたが是正命令に応じない場合、是正を命じた日の翌日から、日割りで連続して過料を科すことができると規定された。</p>
<p>責任者等の罰金制度 (第 122 条第 1 項)</p>	<p>大気汚染防止法に違反して大気汚染事故が引き起こされた場合、企業等において直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、県レベル以上の人民政府環境保護主管部門が罰金を科すことができると規定した。</p>

その他、中国においては重度の大気汚染が問題となっていますが、それに対応するための規定も見られます。主な内容としては、①重点区域における重度の大気汚染に対する監視測定予報等システムの構築、②重点区域における重度の大気汚染が発生する可能性がある場合、重点区域内の関連する省、自治区、直轄市の人民政府に速やかに通報すること、③当該人民政府等が、重重大気汚染への対応プランを制定し、上級人民政府環境保護主管部門への届出及び社会への公表をすること等です(第 93 条、第 94 条)。また、重度の大気汚染がある場合、**前記③の対応プランに基づき、交通制限や工場の生産一時停止・生産制限等の各種要請、命令がなされることがあり得ます**(第 96 条)。

5. 食品安全法の改正

食の安全問題を契機に、2009 年に旧「食品安全法」が制定・施行されましたが、その後も食の安全に関する事件が後を絶たず、改正「**食品安全法**」(中華人民共和国主席令第 21 号、2015 年 4 月 24 日公布、同年 10 月 1 日から施行、以下「新法」)が 2015 年 4 月に公布され、10 月 1 日から施行されました。世界で最も厳格と言われる新法の登場は、国内でも大きな話題となりました。市場活動の管理強化を旨とする法改正といえます。

新法では、食品製造・販売業者に対し安全管理責任を加重しており、企業にとって社内管理体制の見直しと再構築などの負担の増大が予想されます。例えば、食品製造・販売業者に対し、食品安全トレーサビリティシステムを構築し、トレーサビリティを保証するよう義務づけています(第 42 条)。また、食品製造・販売業者に対し、「食品安全管理制度」の構築・強化を求めており(会社の責任者がある実施の全面的な責任を負います)、具体的には、従業員に対する食品安全知識の研修の実施のほか、社内に「食品安全管理者」を配置し、それに対する訓練と審査を強化し、審査の結果、食品安全管理能力がないと判断された場合は職務から外すこと、食品薬品監督管理部門が食品安全管理者に対する無作為抽出・審査を行い、結果を公表すること等が規定されています(第 44 条)。

また新法では、違法行為に対する各種の法的責任が全面的に加重されています。違法行為に対する罰金額が軒並み引き上げられ、更に、違法行為に対する将来に向けたペナルティとして、①許可証が没収された食品製造・販売業者、その法定代表者、直接責任を負う主管人員、その他の直接責任者は、処罰決定が下された日から 5 年間、食品の製造・販売許可を申請し、又は食品製造販売の管理業務に従事したり、食品製造販売業者の食品安全管理人員を担当することはできないこと、②食品安全犯罪によって有期懲役以上の刑罰の判決を受けた場合、生涯にわたり食品製造販売の管理業務に従事してはならず、又は食品製造販売業者の食品安全管理人員を担当してはならないことが規定されています(第 135 条)。

また、食品安全基準に適合しない食品を生産し、又はそれを知らずながら販売した場合の懲罰的賠償についても、旧法から存在する「代金の 10 倍」のほか「損失の 3 倍」という事由が追加され、そのいずれかの賠償を請求できること、また追加賠償の金額が

千元未満の場合は千元に増加することが規定されています(第 148 条)。

新法に関するより詳細な紹介は、中国ニューズレター2015年7月号「食品安全法の改正について」をご参照ください⁵。

6. 上海自由貿易区関連

2013年9月に上海市で開始された自由貿易区は、国務院により、2014年12月に、従来の28.78km²から120.72km²まで拡大され、また広東省、天津市、福建省にも自由貿易区が設立されました。これら4地域で、(1)投資規制の緩和、(2)貿易手続の簡素化、(3)金融サービスの開放などの制度改革を柱に進められています。

重要な動向を幾つか紹介しますと、2015年4月8日、国務院から「自由貿易区外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト)の印刷配布に関する通知」が公布され、ネガティブリスト項目が139項目から122項目に減少する(例として、人材仲介会社の外資比率要求(70%以下)や、中国人の海外旅行業務を手掛ける旅行会社に対する合併要求などを削除)など、次第に開放が進められています。

さらに、2015年12月17日、国務院は「自由貿易区戦略の実施加速に関する若干の意見」を公布し、自由貿易区の配置を最適化させ、積極的に「一帯一路(シルクロード経済帯と21世紀の海上シルクロード)」沿線にある自由貿易区の建設を推進する方針を示しました。併せて、サービス業とサービス貿易に関し、金融、教育、文化、医療等のサービス業領域の開放推進、児童養護・高齢者介護、建築設計、会計・監査、貿易物流、電子商取引等のサービス領域の外資参入許可の制限緩和などが示されています。以下、それぞれについて説明します。

(1) 「自由貿易区外商投資参入許可特別管理措置(ネガティブリスト)の印刷配布に関する通知」(国弁発[2015]23号、2015年4月8日公布、2015年5月8日施行)

従来のネガティブリストは、上海市人民政府が公布し、中国(上海)自由貿易試験区のみで適用していましたが、広東省、天津市、福建省での新自由貿易試験区の発足に伴い、国務院弁公庁が公布し、4自由貿易試験区で同一リストを運用する形へと変わりました。新ネガティブリストは、50領域に渉る122項目で構成されています。

新ネガティブリストは、以下のように、より具体的な制限・禁止事項も盛り込んでいます。

- 法定代表者は中国籍を有していなければならないとするもの：公共航空運輸企業、一般航空企業
- 株主の業態や総資産額に対する要求があるもの：銀行業、保険会社
- 駐在事務所の設立に政府の批准を必要とするもの：法律事務所、報道機関
- 専売・特許経営制度を実行するとしているもの：核燃料の生産・輸出入、たばこの販売、免税商品の販売、宝くじの発行・販売
- 業務展開に政府の特別な許可を必要とするもの：外国船舶による国内水運業務、国外衛星チャンネルの国内放送、中外合作テレビドラマの制作、外国通信社によるニュースサービスの提供、中外報道機関の業務合作、金融情報サービスの提供、中外合作映画の撮影、無形文化遺産・考古学調査
- 特定の行為を禁止するもの：A株証券口座や先物口座の開設、国外メディアによる代理機構・編集部の設置
- 『指導目録』に未収録の特定組織に対する投資を禁止するもの：人文社会科学研究機関、国有文物博物館、無形文化遺産調査機関、文芸公演団体

これらは、業界別の帰省法令等に以前から存在していた制限・禁止事項を、改めて整理し規定したものとと言えます。外商投資の参入障壁がより整理され、明確化されたと評価できそうです。

(2) 「自由貿易区戦略の実施加速に関する若干の意見」(国発[2015]69号、2015年12月17日公布、同日施行)

当該意見は、①自由貿易区戦略の実施加速に関する全体的要求、②自由貿易区の建設配置の一層の最適化、③ハイレベルな自由貿易区建設の加速、④保障システムの完備、⑤支援メカニズムの改善、及び⑥組織的な実施の強化という六つの内容より構成されています。

ハイレベルな自由貿易区建設の加速に関しては、貨物貿易の自由化水準の引き上げ、サービス業の対外開放の拡大、投資参入の基準の緩和、出入国の利便化の推進など八つの事項が掲げられており、これらは政府が重要視しているポイントと言えます。

⁵ http://preview.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter_18091.html

7. 終わりに

2014年に引き続き、2015年になされた立法も、多くが極めて実務的な内容を含んでおり、技術的・専門的な規定が多くみられます。これは中国の法整備が深化・拡大していることを反映していると思われ、今後もこの流れが続くとみられます。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の对外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012年～2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より現職。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。



はやかわ いっぺい
早川 一平

西村あさひ法律事務所 弁護士

i_hayakawa@jurists.co.jp

2011年第二東京弁護士会登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013年北京語言大学(語学研修課程)卒業。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外の M&A、中国現地法人の会社法務等。



かく ぼう
郭 望

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー 中国律師

w_guo@jurists.co.jp

2012年中国律師登録。2009年より北京市世澤法律事務所及び北京市大地法律事務所勤務、2012年12月より現職。

専門は中国における外商投資、M&A、労務、会社法務等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引及び中国内の法務案件に止まらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスグループ
〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eapg@jurists.co.jp
URL: <http://www.jurists.co.jp>

北京事務所
〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info@juristsoverseas.cn

上海事務所
〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@juristsoverseas.cn